

2022 年 5 月 17 日

学校法人 近畿大学
理事長 世耕 弘成 殿

近畿大学教職員組合
執行委員長 光永 靖

団体交渉要求書

近畿大学教職員組合（以下、本組合）は、学校法人近畿大学（以下、貴法人）に対し、令和元年（不）第 19 号・第 31 号併合事件（以下、本事件）に対する大阪府労働委員会命令を受け、再発防止体制の構築と責任者の処分を要求する。

1. 本事件の発端となった貴法人による 2019 年 3 月 11 日付通知文は、本組合の謝罪なしには団交に応じないという差し違え条件であり、このたびの命令書で違法と認定された。よって、通知文に名を連ねる団体交渉委員（土屋孝次・田中英二・達浩康・世耕石弘・木地平浩次・阿多豊）の謝罪、および厳正な処分を要求する。同通知文は、教職員の名において同僚たる組合執行部に謝罪を求めたものであり、同じ教職員である組合執行部を軽視する違法行為を行ったのであるから、通知文の道理によれば当然謝罪すべきである。また、貴法人はハラスメント等、公的に違法認定されていない事例であっても懲戒処分を行っている。一方で、本事件は公的に違法行為が認定されており、その内容も憲法 28 条の保障する団体交渉権等、労働組合法を無視する極めて悪質なものであるから、当然、より厳正な処分をするべきである。
2. 貴法人は、2019 年度夏期一時金の支給の前提条件として、労働委員会への救済申立、支配介入等の主張を一切行わない旨の誓約書を提出するよう本組合に要求し、同年 5 月 29 日の協議においてその場で貴法人の用意した協約書案へ押印するよう強要した。このことは、権利の事前放棄を強要するもので、憲法 28 条の保障する団結権等、労働組合法を無視した行為であり、本組合執行部ひいては本組合そのものを軽視するものであると、より悪質な不当労働行為として認定された。同協議において、本組合の再三にわたる抗議を無視した阿多人事部長ら 3 名の謝罪、および厳正な処分を要求する。高度の専門職倫理が期待される学校法人の人事部長（当時は部長代理）の行為が違法と認定されたのであるから、部長代理以下への降格はいうまでもなく、それ以上の処分も免れない。
3. 本事件の最終的な責任者である世耕理事長の謝罪、および厳正な処分を要求する。
4. 本事件では、メールボックスに入れた組合ニュースを貴法人が廃棄したことは不当労働行為と認定されなかったものの、不適切な行為であるとみなされた。よって、今後

はメールボックスに入れた組合ニュースを確実に配布することを約束せよ。あるいは、近大メール・K-SHARED・Slack 等を使用することも含め、組合ニュース配布のための新たな便宜供与について検討せよ。

5. その他、二度とこのようなことが起こらぬよう、教職員に対し労組法を含む各種労働法についてのコンプライアンス研修を実施し、再発防止体制を構築せよ。

回答は一週間以内とする。全理事、および2019年3月当時の団体交渉委員全員の出席を求める。

以上